

事業実施に当たっての留意事項について

訪問入浴介護

【人員基準】

1 従業者

- 利用者が少ないため、常勤従業者を配置していなかった。
- 看護職員の資格者証等の写しが事業所に整理・保存されていなかった。
 - ・従業者（看護・介護職員）のうち1人以上は常勤であること。
 - ・従業者の資格証等の原本を確認し、その写しを事業所で整理・保存しておくこと。

【設備基準】

1 設備に関する基準

- 事業所の平面図が届出内容と異なっていた。
- 各設備が届出の用途と異なる用途で使用されていた。
- 手指洗浄場において、ペーパータオルではなく、併設の住宅の居住者とも共用のタオルが設置され使用されていた。
 - ・事業所の平面図が変更になった場合は、変更後10日以内に届け出ること。
 - ・訪問入浴介護に必要な浴槽、車両等の設備及び備品等を確保すること。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。

【運営基準】

1 重要事項の説明及び同意

- 重要事項説明書に必要な項目が漏れている。
- 重要事項説明書に最新の状況を反映していなかった。
 - ・事業者は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は、その家族に対し、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、説明を行い、当該提供の開始について同意を得ること。
 - ・重要事項説明書については、運営規程との不整合が散見されるので、作成にあたって留意すること。

2 受給資格等の確認

- サービス提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証を確認していない。

・ サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認すること。また認定更新後にも改めて確認すること。

3 心身の状況等の把握

- サービス提供の提供に当たって、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況を把握していない。

・ 利用者の居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。

4 居宅介護支援事業者との連携

- 利用者の心身の状況の変化やサービス提供状況等について居宅介護支援事業者等との連携を図っていない。

・ 訪問入浴介護等を提供するに当たっては、介護サービスの実施状況の報告により、利用者へのサービス提供状況の共通認識に努める等、連携を図ること。

5 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- 居宅サービス計画と実際に実施した訪問入浴介護の内容が整合していない。

・ 居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問入浴介護等を提供しなければならない。
・ 居宅サービス計画、実際に提供する訪問入浴介護の内容は整合していること。

6 サービス提供の記録

- サービス提供した際の、提供日、サービスの内容、保険給付の額その他必要な事項を記載していない。

- サービス提供ごとに記録されていない。

・ サービス提供日、サービスの内容、提供者氏名、利用者の心身の状況、その他必要な事項等について記録しておくこと。
・ サービス提供の記録は、介護報酬の請求の根拠となるため、介護報酬の請求内容を証明できるだけの内容の記録が必要。

7 自己評価

- 自ら提供するサービスの質の評価を行っていない。
- 自ら提供するサービスの質の評価は行われているが、その結果を踏まえて改善が図られていない。

・自ら提供しているサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

8 訪問入浴介護の具体的取扱方針

- 主治の医師に確認せず、事業所の都合で看護職員に代えて介護職員を充てている。

・事業所の都合で、看護職員に代えて介護職員を充てることはできない。

・利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。

・「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認し、その内容を記録しておくこと。

9 管理者の責務

- 管理者が行っている訪問入浴介護従業者としての業務が、管理者の本来業務（従業者及び業務の一元的管理、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるための指揮命令等）の遂行に支障を生じさせている。
- 管理者が従業者の勤務状況や訪問入浴介護の業務内容を把握していない。

・管理者は、事業所の責任者として、従業者及び業務の一元的な管理を行わなければならない。

・管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

・管理者が訪問入浴介護業務を行う場合は、本来業務に支障がないように留意すること。

10 運営規程

- 運営規程に定められている内容（従業員数、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域、交通費の設定等）が実態と整合していない。

・実態と整合性をとり、必要に応じ運営規程を変更し、県へ変更届を提出すること。

・運営規程に利用者の自己負担割合の記載があり「1割または2割」のままになっている場合には、変更が必要となるので注意すること。（※3割を追加すること）

・サービスの利用に当たっての留意事項とは、利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指すものであることに留意すること。

1.1 勤務体制の確保等

- 毎月の勤務予定表を作成していない。
- 勤務予定表が事業所ごとに作成されていない。
- 勤務予定表に、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種職務の内容、管理者との兼務関係などが明記されていない。
- 研修の機会を確保していない。

- ・管理者を含む全ての従業員について、事業所ごとに、原則月ごとに勤務表を作成し、保存すること。
- ・従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤以外の別、職種・職務の内容、管理者との兼務関係を明記すること。
- ・従業員の資質向上のために、研修の機会を確保すること。

1.2 秘密の保持等

- 従業員の在職中及び退職後における、利用者及びその家族の個人情報に関する秘密保持について、事業者と従業員等との雇用契約、就業規則、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われていない。
- 利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意について、利用者からは文書による同意を得ていたが、利用者家族からは同意を得ていない。

- ・従業員（退職後も含む）が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ・利用者家族の個人情報を用いる場合に備えて、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。
- ・利用者だけではなく家族の同意欄も設けた様式にする。

1.3 会計の区分

- 事業所ごと、サービスの種類ごとに会計が区分されていない。

- ・事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの種類ごとに会計を区分すること。

1.4 記録の整備

- 退職した従業員に関する諸記録を従業員の退職後すぐに廃棄している。
- 契約解除になった利用者の記録をすぐに廃棄している。

- ・従業員、設備備品及び会計に関する諸記録を整備すること。
- ・利用者に対する訪問入浴介護の提供記録に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。

【介護給付費の算定】

1 同一建物等に居住する利用者に対する取扱い（同一建物等減算）

- 有料老人ホームに併設された訪問入浴介護事業所が、当該有料老人ホームの入居者へサービスを提供していたが、減算していなかった。

- ・訪問入浴介護事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合は、当該建物に居住する利用者の数が50人未満の場合は所定単位の100分の90に相当する単位数を、50人以上の場合は所定単位の100分の85に相当する単位数を算定すること。この場合は、当該建物に居住する利用者の人数に関わらず、当該利用者に対する報酬を減算すること。
- ・離れた場所にある建物についても、同一の建物に居住する利用者が、1月当たり20人以上の場合は、減算の対象となること。

《事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物》

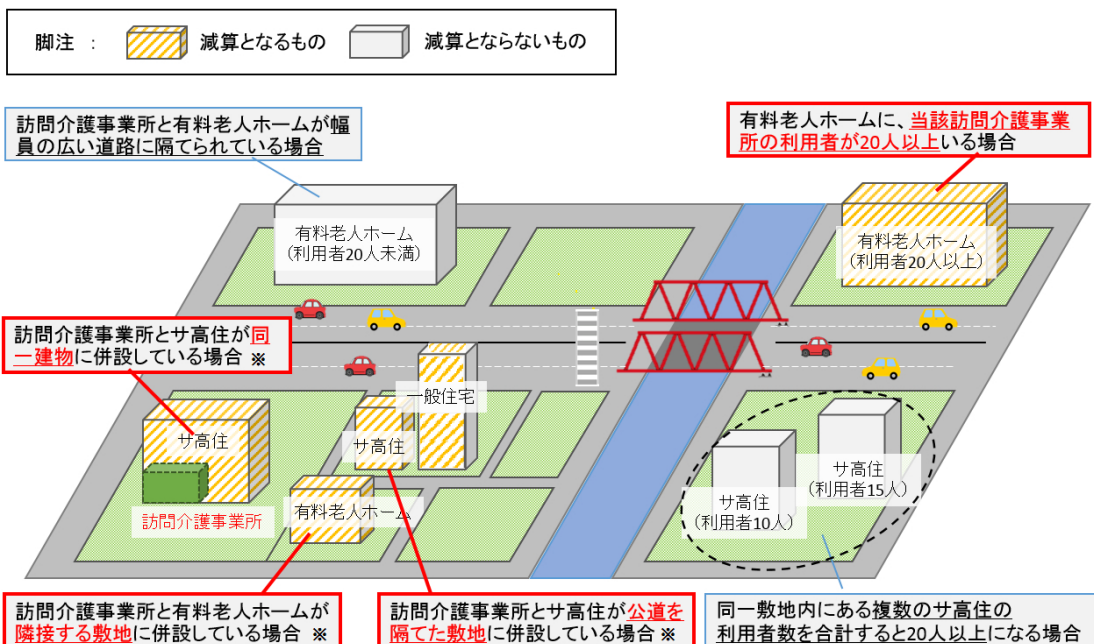
具体的には

- ①当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下で繋がっている場合
- ②同一敷地内にある別棟の建物や、幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合
- ③なお、サービス提供の効率化につながらない場合には該当しないものであること。
（例）隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない 等

《当該建物に居住する利用者数の考え方》

- ①利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。
- ②1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た数とする。（小数点以下切り捨て）
- ③同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで別棟の隣接する建物の利用者数を合算するものではない。

【参考】同一建物等に居住する利用者へのサービス提供に係るイメージ図



Q 集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

A 集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価するものとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算の対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- ・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（H27.4.1）問6】

※平成30年度報酬改定で対象となる建物に制限がなくなった

Q 集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

A サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（H27.4.1）問11】

Q 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

A 算定月の実績で判断することとなる。

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（H27.4.1）問7】

Q 同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数とは、どのような者の数を指すのか。

A この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する数をいう。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。）

【国：平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（H27.4.1）問8】

2 介護職員3人（介護予防の場合2人）の訪問

●介護職員3人で訪問入浴介護を実施したが、95/100で算定していない。

- ・事業所の都合で、看護職員に代えて介護職員を充てることはできない。
- ・利用者に対して、入浴により利用者の身体状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人（介護予防の場合は2人）が、訪問入浴介護を行った場合には、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定すること。（3人の職員のうち、看護職員が含まれる場合であっても同様）
- ・「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治の医師に確認することとし、その内容を記録しておくこと。

3 清拭・部分浴 ※令和3年度改定

●利用者の希望により清拭・部分浴を実施したが、90/100で算定していない。

- ・訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴を実施したときは、所定単位数の90/100に相当する単位数を算定すること。

4 中山間地域等提供加算

●事業所の通常の実施地域内の利用者に対して、当該加算を算定していた。

●当該加算を算定している利用者に対して、交通費の支払いを受けていた。

- ・通常の事業の実施地域を越えた中山間地域に居住する利用者に対し、サービスを提供した場合に、算定すること。なお、当該加算を算定する利用者については、交通費の支払いを受けることはできないので注意すること。

5 サービス提供体制強化加算

●サービス提供体制強化加算を算定している事業所において、加算の人材要件について、毎年度末に確認書により、要件を満たしているか確認していなかった。

- ・従業者の採用・退職に伴い、サービス提供体制強化加算の人材要件に該当しなくなる場合がある。サービス提供体制強化加算を算定している事業所においては、毎年度末に要件を満たしているか確認し、該当しなくなった場合は、速やかに変更届を提出すること。